

第 1 1 回
年金記録回復委員会

日 時：平成 2 2 年 3 月 2 9 日（月）
1 8 : 0 0 ~

場 所：厚生労働省 9 F 省議室

年金記録問題についての

最終段階までの工程を 議論する件について

(委員長 提案)

1. 委員の一部から、いま予定されています「工程表」に加え、次のような点を、もう少し明示すべきではないのか、とのご意見があります。

- 1) 記録問題の解明作業は、いつまで続けるのか、いつごろまでに、どうするのか？
- 2) どうしても持ち主の判明しない記録や、自分の記録であるはずの記録がどうしても見つからない人は、どうするのか？
- 3) 新年金制度との関連は、どうなるのか？

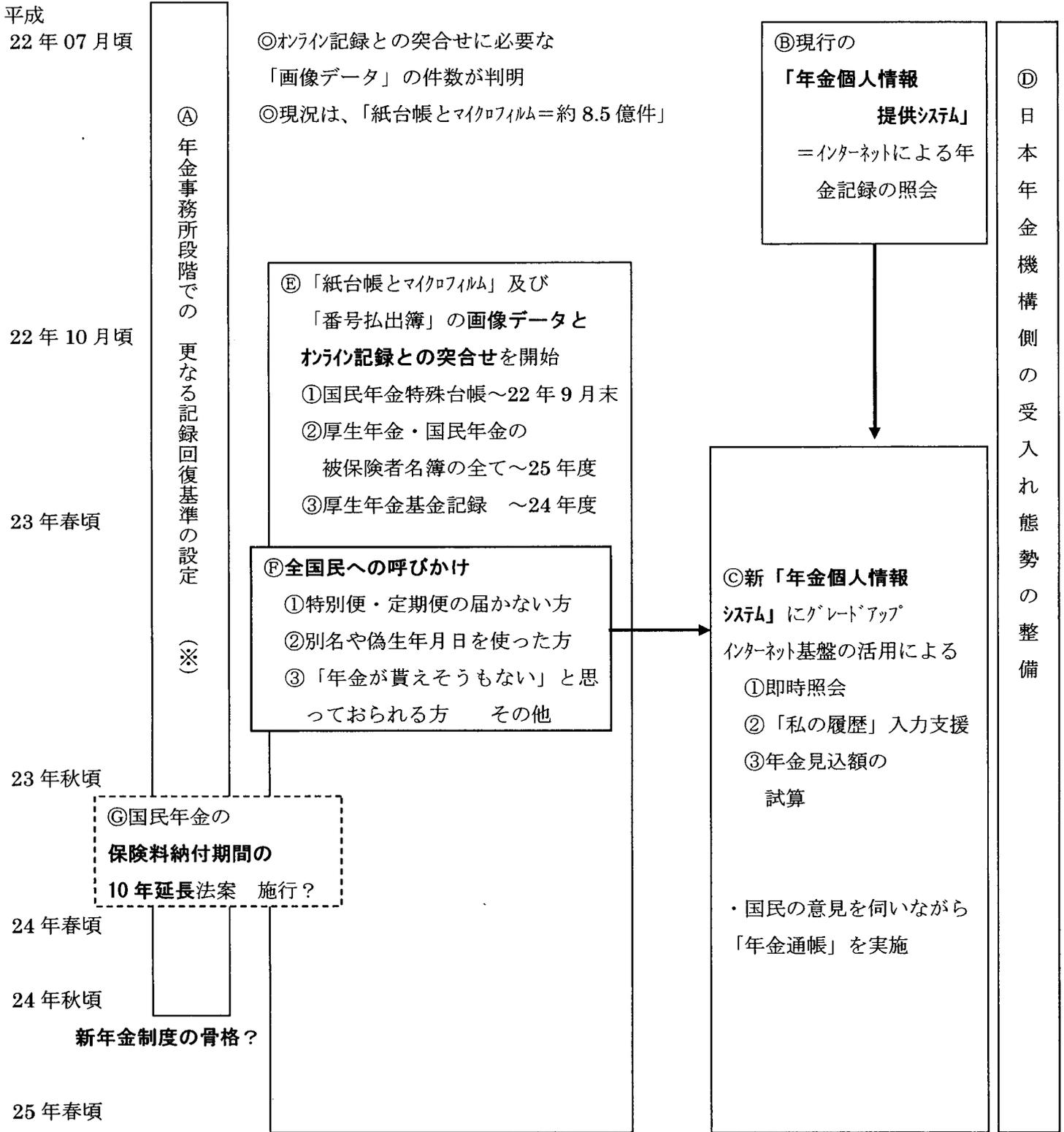
2. そこで、7月頃にこの辺の議論を始め、一定期間後には、当委員会からの幅広い問題提起を致したいと存じます。

7月頃とします理由は、オンライン記録との突合せに必要な「画像データ」の件数なども判明するので、その段階になれば、所要の人数・費用・期間なども、現在よりは鮮明になることが見込まれているからであります。

3. 以下は、その議論のためのタタキ台ではありますが、本日の資料や、今後も事務局から説明がある予定の記録回復関連に関する種々の説明への、チェックシートとしてお使いいただけるよう、予めお配りする次第です。

(以上)

(注) 7月頃に、ご審議願うための、事前配布資料です。



新年金制度の法案提出・法案成立？

(※) 年金記録一括補償法案(仮称) この法案の提出時期の判断基準は

- ①回復作業の限界費用 > 回復金額の一定倍率
- ②国民の年金記録に対する一定率の納得度 など

(以上)